平成２４年（フ）第７１号
茨城県神栖市太田683番地20ＭＩＺＯＧＵＣＨＩハイツ106
債務者　田丸　博隆
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第７５号
茨城県神栖市波崎8837番地
債務者　岡野美重子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第７６号
茨城県鹿嶋市宮中１丁目２番10号
債務者　高安　克美
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１０２０号
千葉市緑区おゆみ野中央５丁目７番地１　ロイヤルコートおゆみ野203号
債務者　内海　　広
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５１号
千葉県船橋市金杉２丁目５番７号　ウォーカーヒル金杉202号
債務者　遠藤　公男
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０７３号
千葉県市川市湊新田２丁目５番13―102号
Ａｍｅｎｉｔｙ・Ｇ・Ｓ
債務者　石井　章夫
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４０１号
金沢市平和町３丁目11番27号
債務者　井上　　慧（旧氏名井上幸誠）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６６号
山梨県南都留郡鳴沢村10453番地444
債務者　坂田　涼太
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
長野県上田市菅平高原1260番地
債務者　佐々木裕治
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１４０号
長野県上田市古安曽1714番地１　サープラスインテレッセ103号
債務者　五味　聖志
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２３１号
長野県安曇野市穂高8342番地２メロディーハウス202、前住所長野県安曇野市明科中川手4178番地
債務者　梯　　勇也
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３７２号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木３丁目46番地
債務者　山本由美子（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１８６号
滋賀県東近江市佐野町738番地13
債務者　久堀　政親
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５０４号
兵庫県加古川市加古川町篠原町156番地の１プレジール篠原207号、従前の住所兵庫県加古川市八幡町宗佐83番地の３
債務者　森田　広二
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８５８号
広島市安佐南区西原６丁目25番５－３号
債務者　水野　　圭
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８９号
広島市安佐南区緑井８丁目２番13―10号
債務者　新田　敏之
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８９０号
広島市安佐南区緑井８丁目２番13―10号
債務者　新田　文世
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部